

我が国の通貨と決済を巡る現状

財務省

2023年4月

政府におけるCBDCに関する方針

経済財政運営と改革の基本方針2021（2021年6月18日閣議決定）（抄）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

（2）民間部門におけるDXの加速

（中略）CBDCについて、政府・日銀は、2022年度中までに行う概念実証の結果を踏まえ、**制度設計の大枠を整理し**、パイロット実験や発行の実現可能性・法制面の検討を進める（注）。

（注）CBDC = Central Bank Digital Currency（中央銀行デジタル通貨）。デジタル社会にふさわしい通貨・決済システムの構築等に向けて、高度なセキュリティの確保や国際的な動向にも十分留意しつつ、検討する。

成長戦略フォローアップ（2021年6月18日閣議決定）（抄）

12. 重要分野における取組

（9）フィンテック／金融

・中央銀行デジタル通貨（CBDC）については、日本銀行において現在実施している基本機能に関する概念実証に続いて2022年度中までに周辺機能に関する概念実証を行うなど、引き続き各国と連携しつつ検討を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（2022年6月7日閣議決定）（抄）

I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

（2）DXへの投資

（キャッシュレス利用環境の整備）

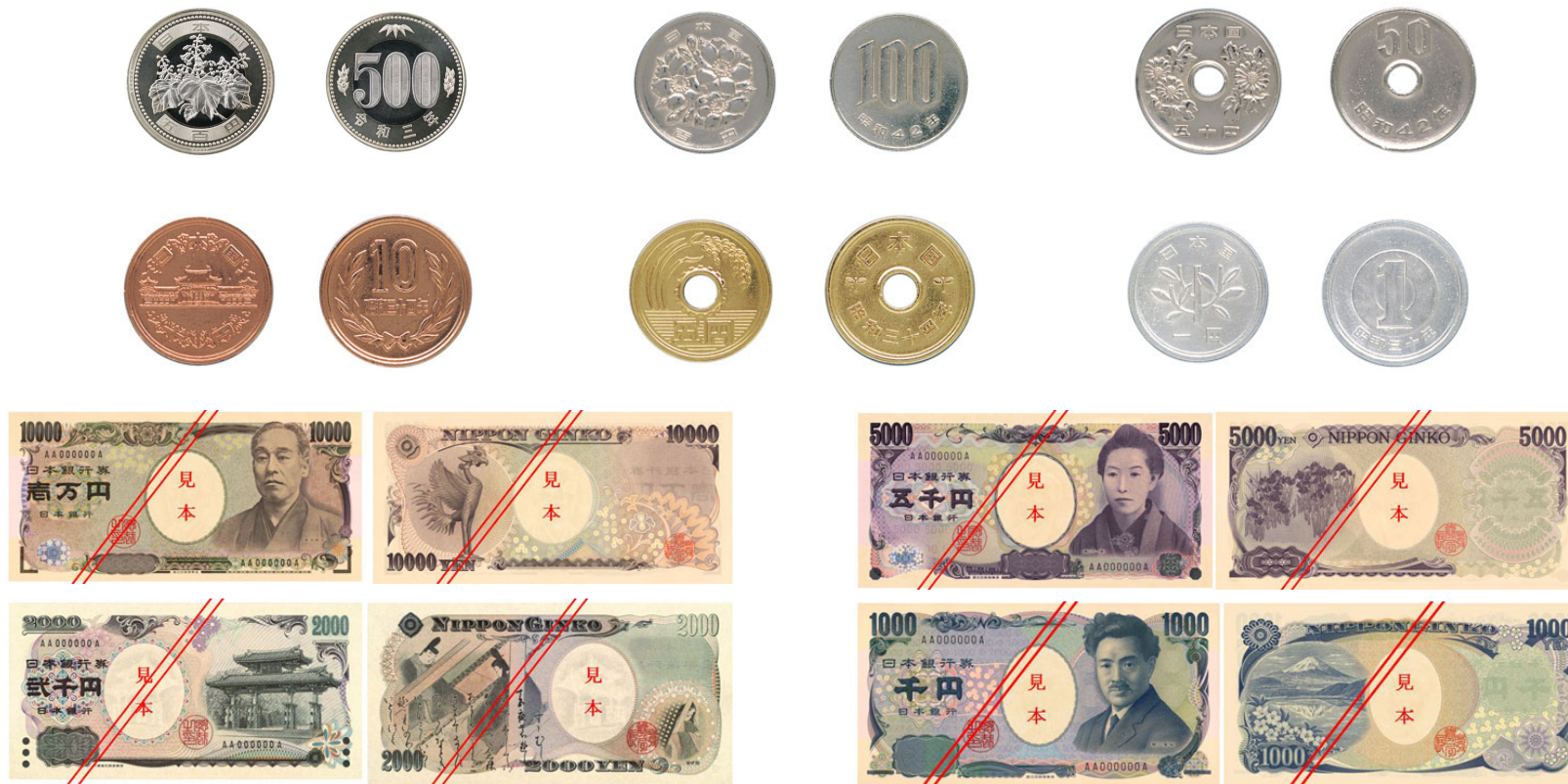
・中央銀行デジタル通貨（CBDC）について、2021年度に日本銀行が実施した基本機能に関する概念実証の結果や現在実施中の周辺機能に関する概念実証の進捗を踏まえつつ、引き続き各国と連携し、CBDC発行の実現可能性や法制面での検討を進める。

目次

- 1 通貨とその流通
- 2 決済とその利用状況
- 3 諸外国との比較
- 4 その他通貨を取り巻く環境
- 5 CBDCに関する議論等

我が国の通貨

- 通貨は、「貨幣」及び「日本銀行券（紙幣）」により構成される。
- 我が国では、1円から500円までの6種類の貨幣（記念貨幣を除く）、及び千円札から一万円札までの4種類の紙幣（日本銀行券）が発行されている。



法制度における規定

- 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）

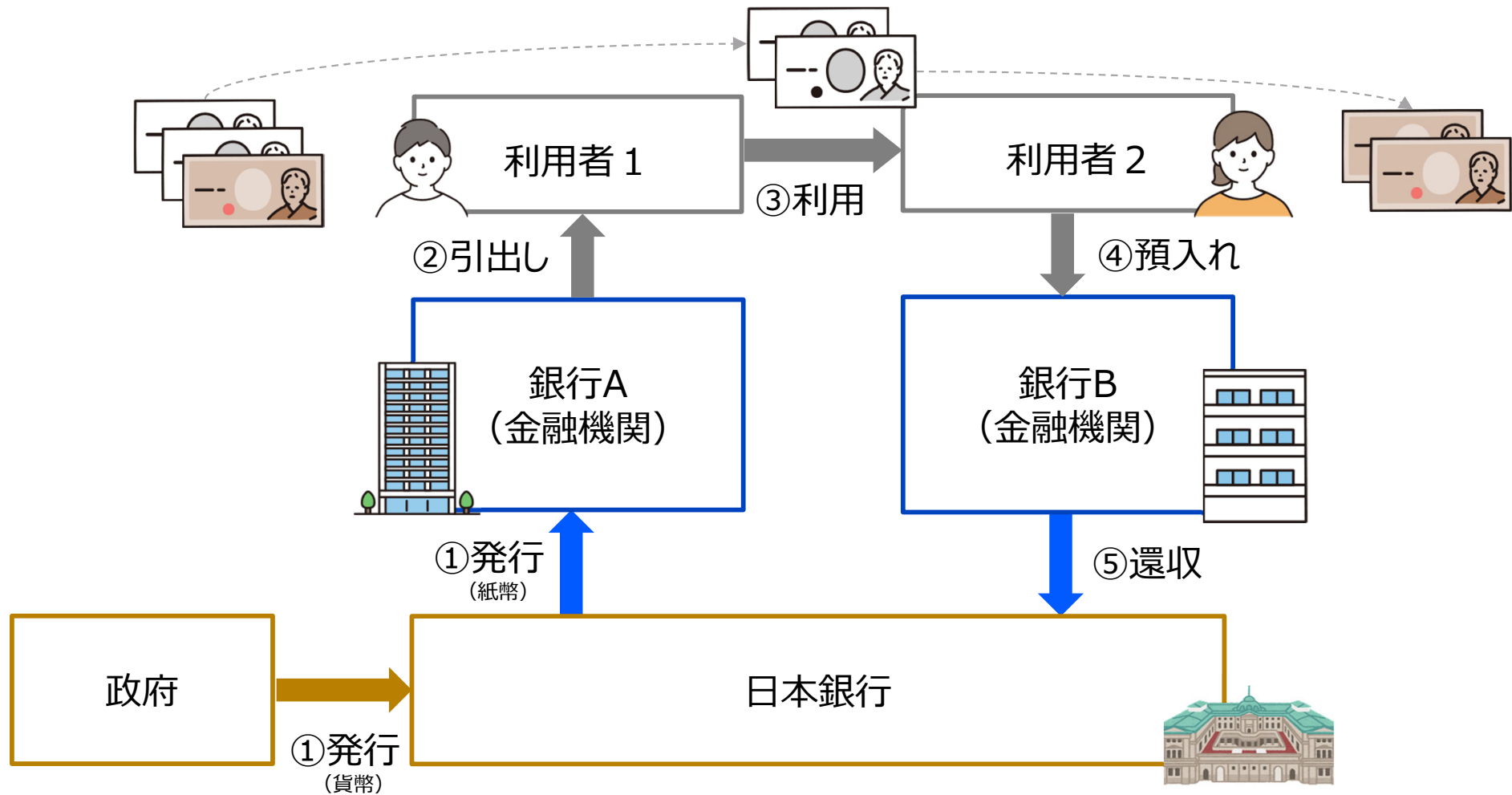
（通貨の額面価格の単位等）

第二条 通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする。

3 第一項に規定する通貨とは、貨幣及び日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。

通貨の流通

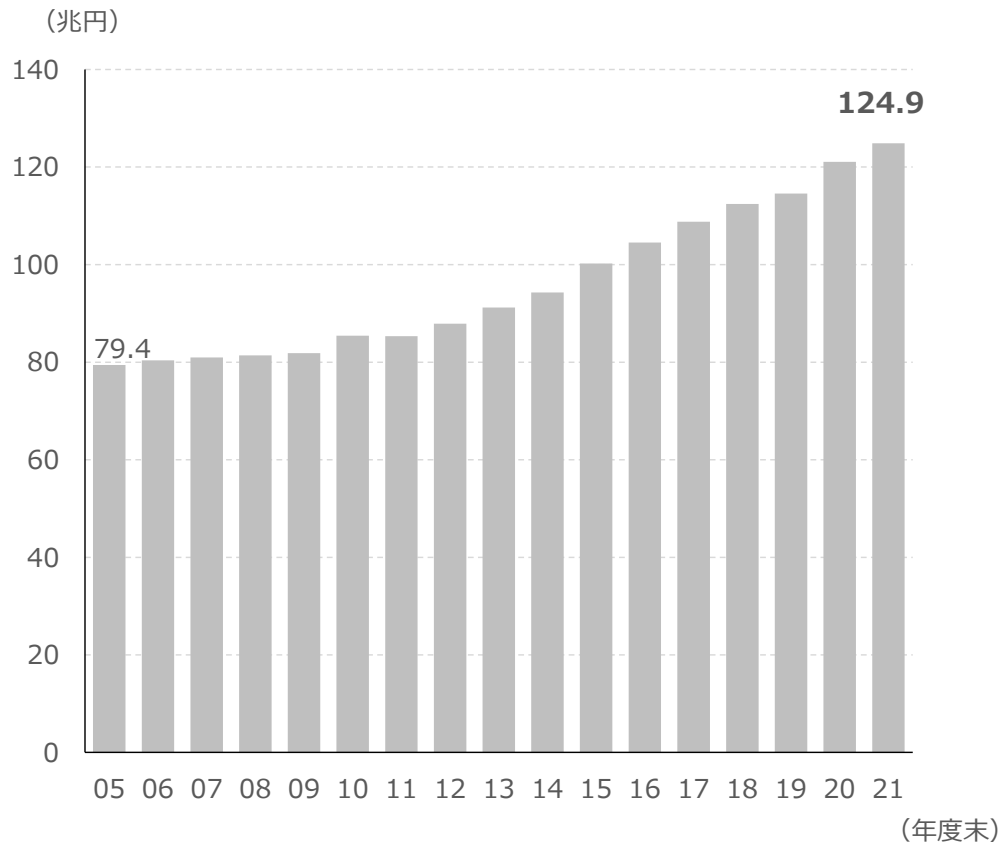
- 通貨は、日本銀行がこれを銀行に対して支払う（①）ことにより流通が開始し、日本銀行がこれを銀行から受入れる（⑤）ことにより流通が終了する。



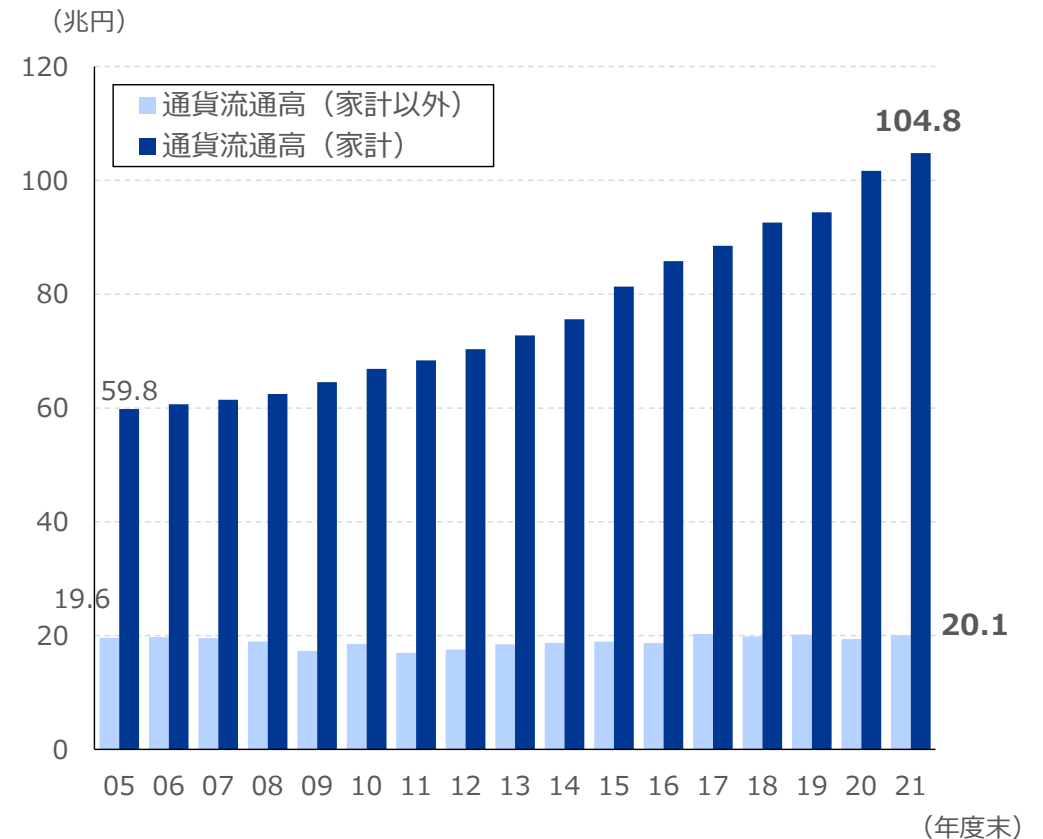
我が国における通貨流通高

- 通貨流通高は増加傾向にあり、2021年度末時点で約125兆円となっている。
- 保有部門別で見れば、「家計以外」の通貨流通高はほぼ横ばいとなっている一方、「家計」の通貨流通高は増加傾向となっている。

国内通貨流通高の推移



国内通貨流通高（保有部門別）の推移



(注1) 保有主体としての「家計以外」には、金融機関や非金融法人企業等が含まれる。

(注2) 次頁及び次々頁の紙幣・貨幣流通高は、五百円以下の旧札や記念貨幣を含んでいないため、その合計は本頁の国内通貨流通高と一致しない。

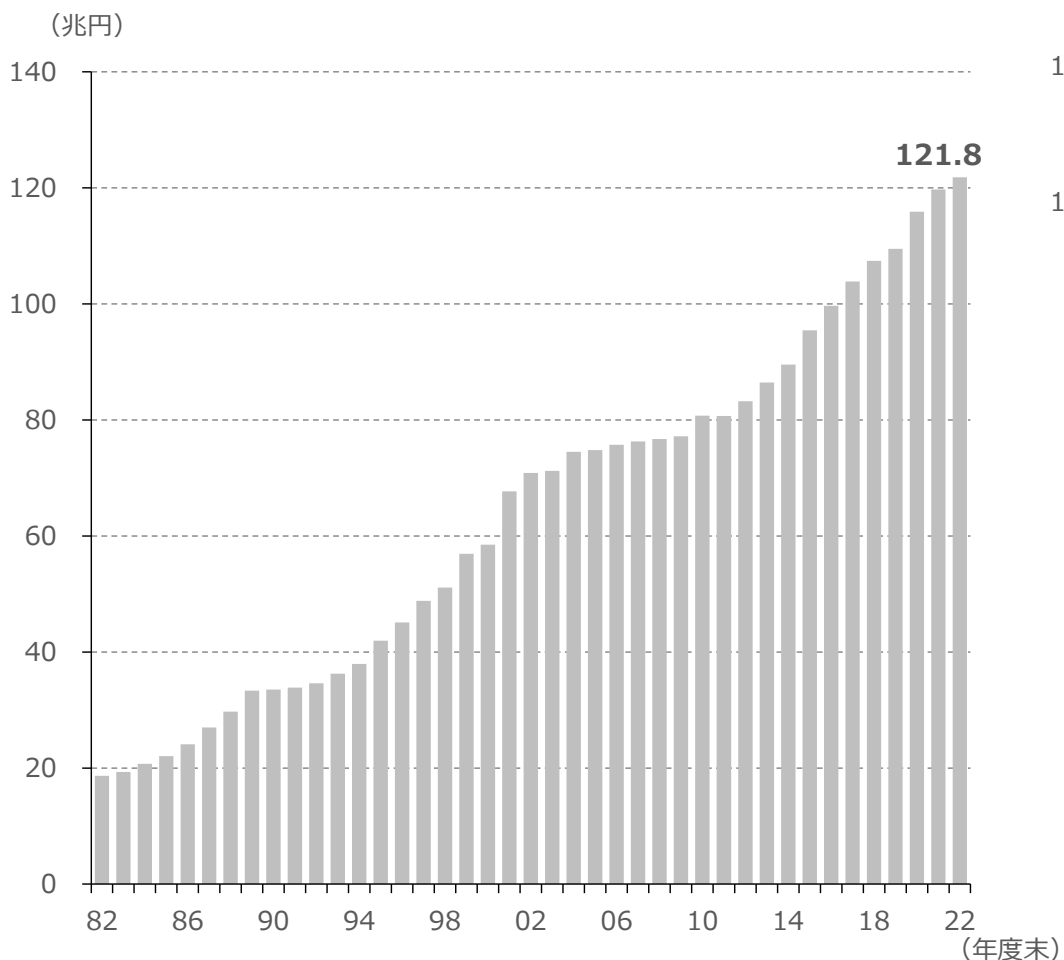
(出所) 日本銀行「資金循環統計」



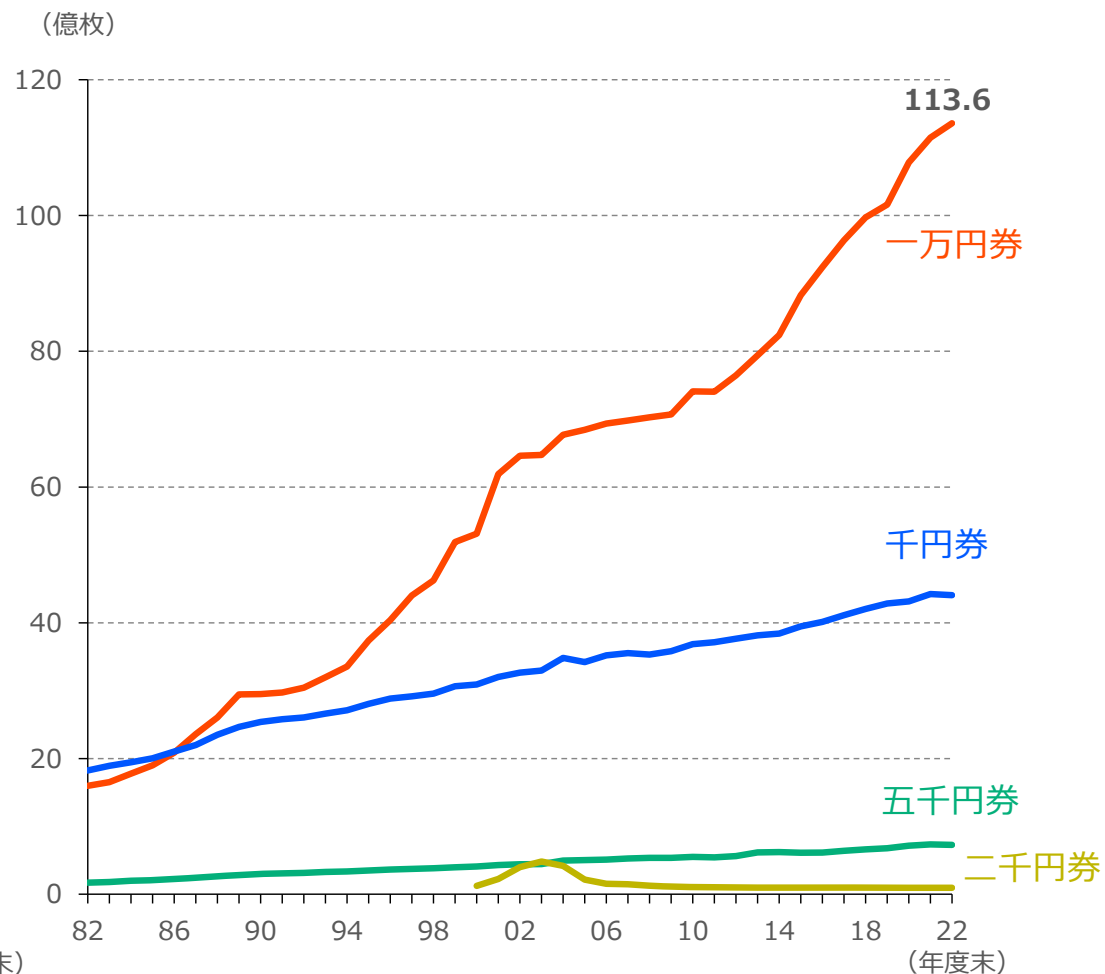
紙幣の流通高

- 通貨流通高の大宗を占める紙幣の流通高は、増加傾向となっている。
- 券種別の流通枚数を見ると、一万円券の増加が特に顕著となっている。

日本銀行券の流通高



日本銀行券の券種別流通枚数



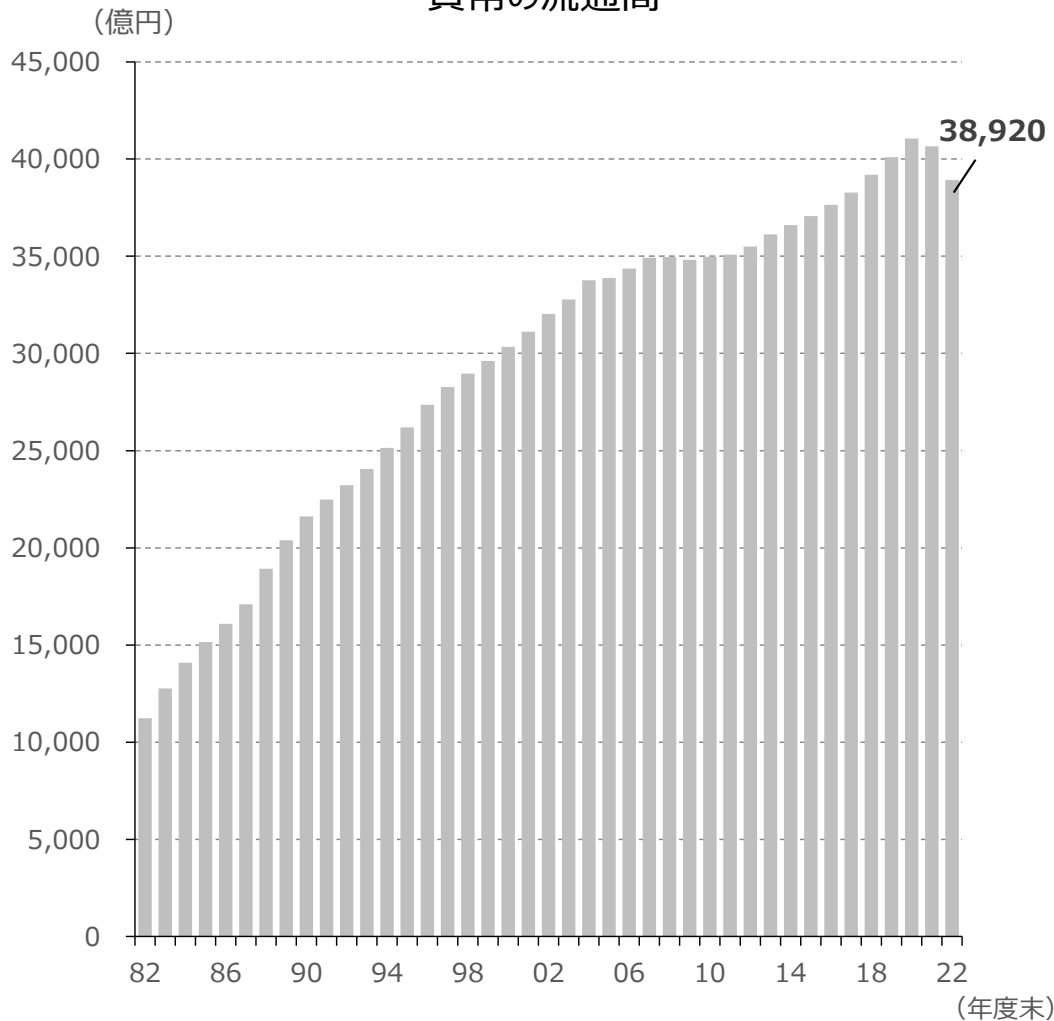
(注) 「日本銀行券の流通高」は、一万円券から千円券までの計4券種の合計金額。五百円以下の旧札を含まない。
 (出所) 日本銀行「通貨流通高統計」



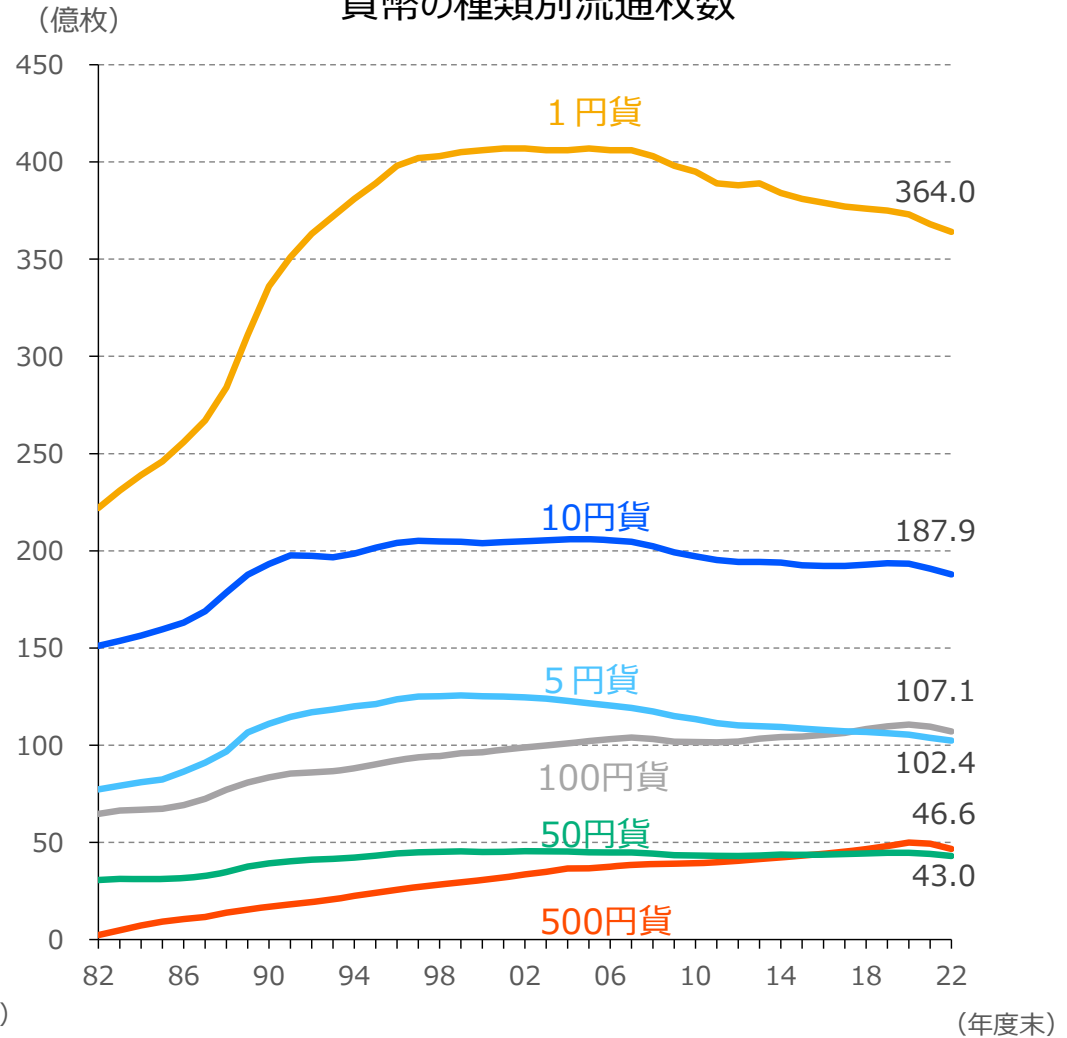
貨幣の流通高

- 貨幣の流通高は、近年増加傾向であったが、足元では若干減少している。
- 流通枚数を見ると、100円貨や500円貨は総じて増加傾向にある一方、50円以下の貨幣は2000年代をピークに減少傾向となっている。

貨幣の流通高



貨幣の種類別流通枚数



(注) 「貨幣の流通高」は、500円貨から1円貨までの計6貨種の合計金額。記念貨幣を含まない。
 (出所) 日本銀行「通貨流通高統計」

貨幣（硬貨）に関する手数料の動向

○ 主要銀行は、貨幣（硬貨）の持込・入金対応について、近年手数料を導入している。

主要銀行の動向

2019年	三井住友銀行、りそな銀行	「硬貨入金整理手数料」を 新設
2020年	みずほ銀行、三菱UFJ銀行	「大量硬貨取扱手数料」を 新設
2021年	りそな銀行	「硬貨入金整理手数料」を 値上げ
2022年	ゆうちょ銀行	「硬貨取扱料金」を 新設

主要銀行における硬貨持ち込み関連の窓口手数料

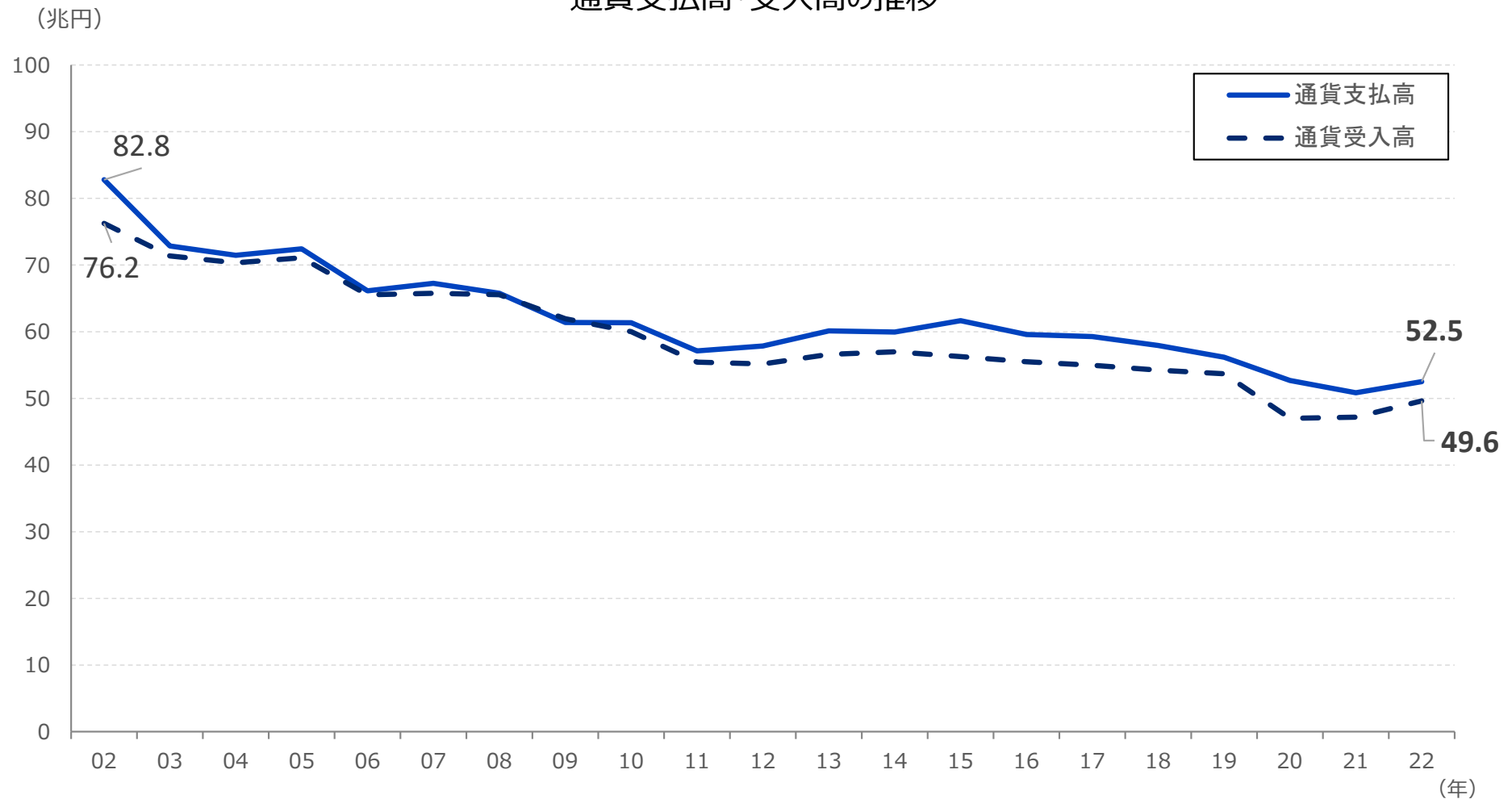
※2023年3月末時点、消費税込み

	ゆうちょ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行
(手数料名称)	硬貨取扱料金	大量硬貨取扱手数料	硬貨入金整理手数料	大量硬貨取扱手数料	硬貨入金整理手数料
1～50枚	無料	無料	無料	無料	無料
51～100枚	550円	無料	無料	無料	無料 (1日1回まで。 2回目以降660円)
101～300枚	825円	550円	550円	550円	660円
301～500枚	1,100円	1,100円	1,100円	1,320円	1,320円
501～1,000枚	1,650円 (以降500枚毎に 550円を加算)	1,650円 (以降500枚毎に 550円を加算)	1,650円 (以降500枚毎に 550円を加算)	1,980円 (以降500枚毎に 660円を加算)	1,980円 (以降500枚毎に 660円を加算)
1,001枚～	1,650円 (以降500枚毎に 550円を加算)	1,650円 (以降500枚毎に 550円を加算)	1,650円 (以降500枚毎に 550円を加算)	1,980円 (以降500枚毎に 660円を加算)	1,980円 (以降500枚毎に 660円を加算)

通貨の発行と還収

- 近年、日本銀行による通貨の支払額は受入額を上回っている（＝通貨流通高は増加傾向にある）。
- 通貨の支払額・受入額はいずれも減少傾向にある。

通貨支払高・受入高の推移







(注) グラフは金額ベース。

(出所) 日本銀行「銀行券および貨幣受払高等」

目次

- 1 通貨とその流通
- 2 決済とその利用状況
- 3 諸外国との比較
- 4 その他通貨を取り巻く環境
- 5 CBDCに関する議論等

個人の決済に利用する主な手段

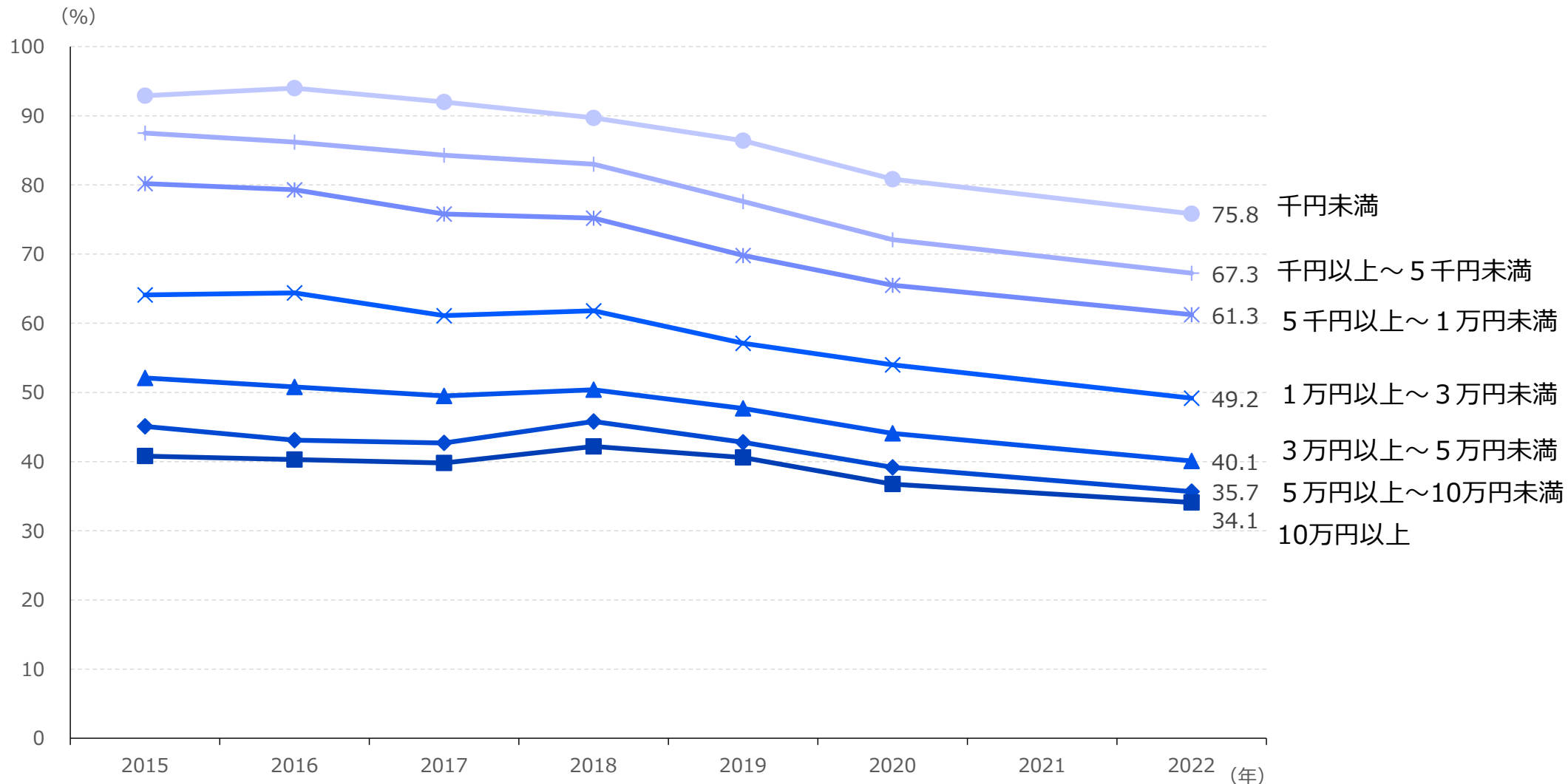
	現金（通貨） 	預金 	電子マネーや コード決済 	クレジットカード 
提供主体 手段の	日本銀行（紙幣） 政府（貨幣）	銀行等（預金取扱金融機関）	民間事業者（前払式支払手段 発行者・資金移動業者）	民間事業者（包括信用購入 あっせん業者）
有体物 無体物 ／	有体物	無体物（デジタル） ※銀行等への預金債権	無体物（デジタル） ※前払式支払手段発行者・資 金移動業者に対する権利	無体物（デジタル） ※販売信用（後払い）
決済利用の方法・ 特徴	<ul style="list-style-type: none"> 現金の物理的な授受により、決済が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 口座番号等の情報をもって口座振替・振込の指図を行う。 ※デビットカードの場合は、物理カード等を用いて振込の指図を行う。 支払側の預金残高が減額され、受取側の預金残高が増額されることにより、決済が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 物理カードやスマートフォン端末の提示・読取等を行う。 支払側のマネー残高が減額されることにより、決済が行われる。 受取側は、受取マネー残高相当額の預金口座への振込等による受取に時間を要する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 物理カードの読取等を行う。 支払側は、事後的に自身の預金口座から口座振替等を行う。 受取側は、預金口座への振込等による受取に時間を要する。
注1 決済量の	（不明）	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替：不明注2 デビットカード：約3.2兆円 	<ul style="list-style-type: none"> 電子マネー：約6.1兆円 コード決済：約7.9兆円 	約94兆円

（注1）「決済の利用量」は、いずれも2022年の年間の利用量。なお、日本銀行、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人キャッシュレス推進協議会、一般社団法人日本クレジット協会等において、各々の統計として公表している計数であるため、金額に重複計上が生じている可能性がある。

（注2）経済産業省「キャッシュレスの将来像に関する検討会」（とりまとめ2023年3月）では、口座振替による「決済の利用量」について、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行の6行分の口座振替の数値として、「約18兆円」とされている。

個人の決済における現金（通貨）の使用状況

- 日々の支払における現金の使用率は、支払が少額であるほど高く、高額であるほど使用率が低い。
- いずれの支払価格帯においても現金の使用率は低下傾向にある。



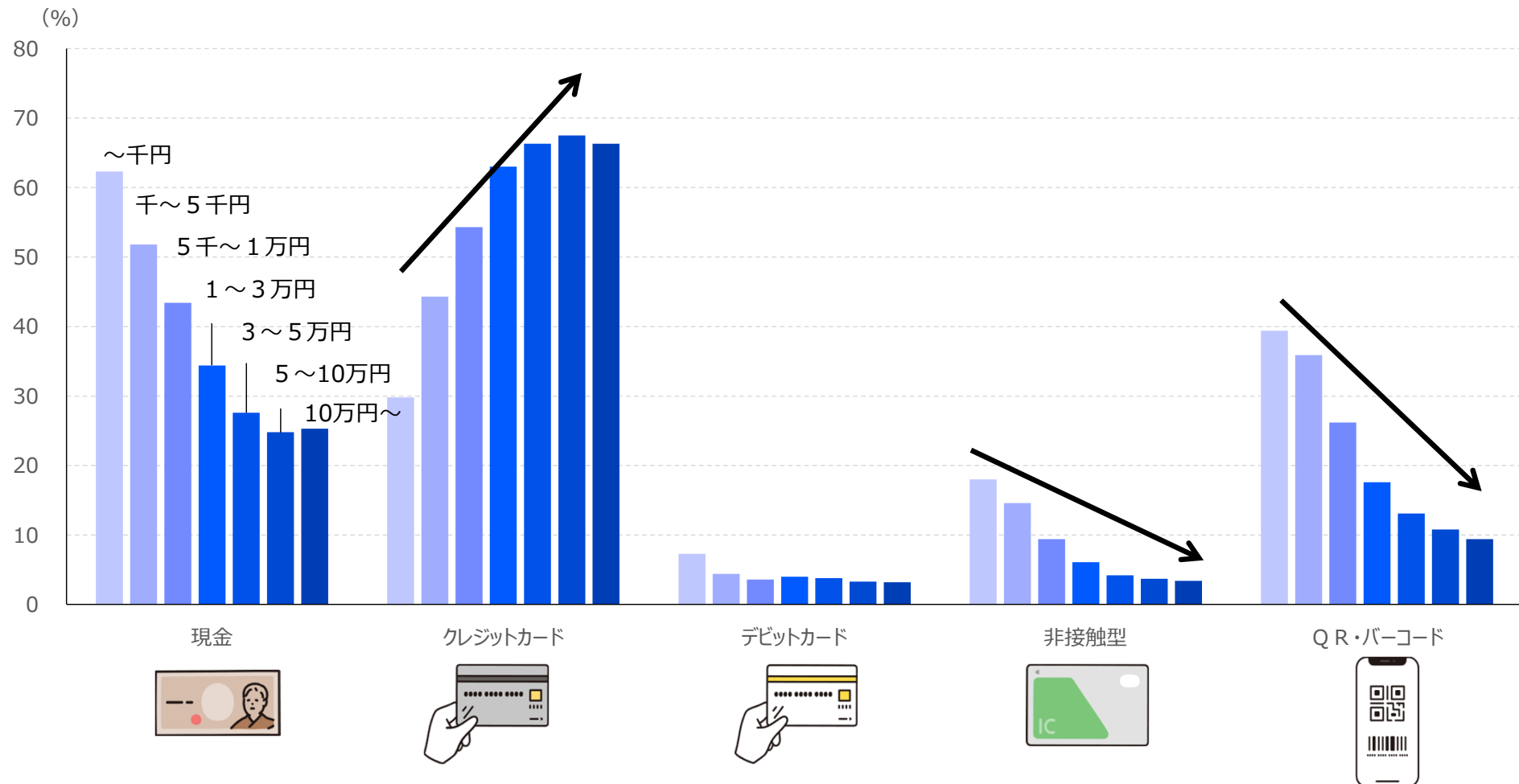
(注1) それぞれの価格帯における日々の買い物や飲食店での支払い等において、主にどのような決済手段を利用しているかサンプル調査を行い、「現金」と回答した者の割合（複数回答可）。

(注2) 調査方法は「個別訪問留置き調査」。なお、2021年は「郵送調査」、2023年は「インターネット調査」となっており、調査方法が異なるため掲載していない（グラフにおいて2021年は線形補間した）。

(出所) 財務省「通貨に関する実態調査（2015年～2020年、2022年）」

個人の決済手段の利用状況比較

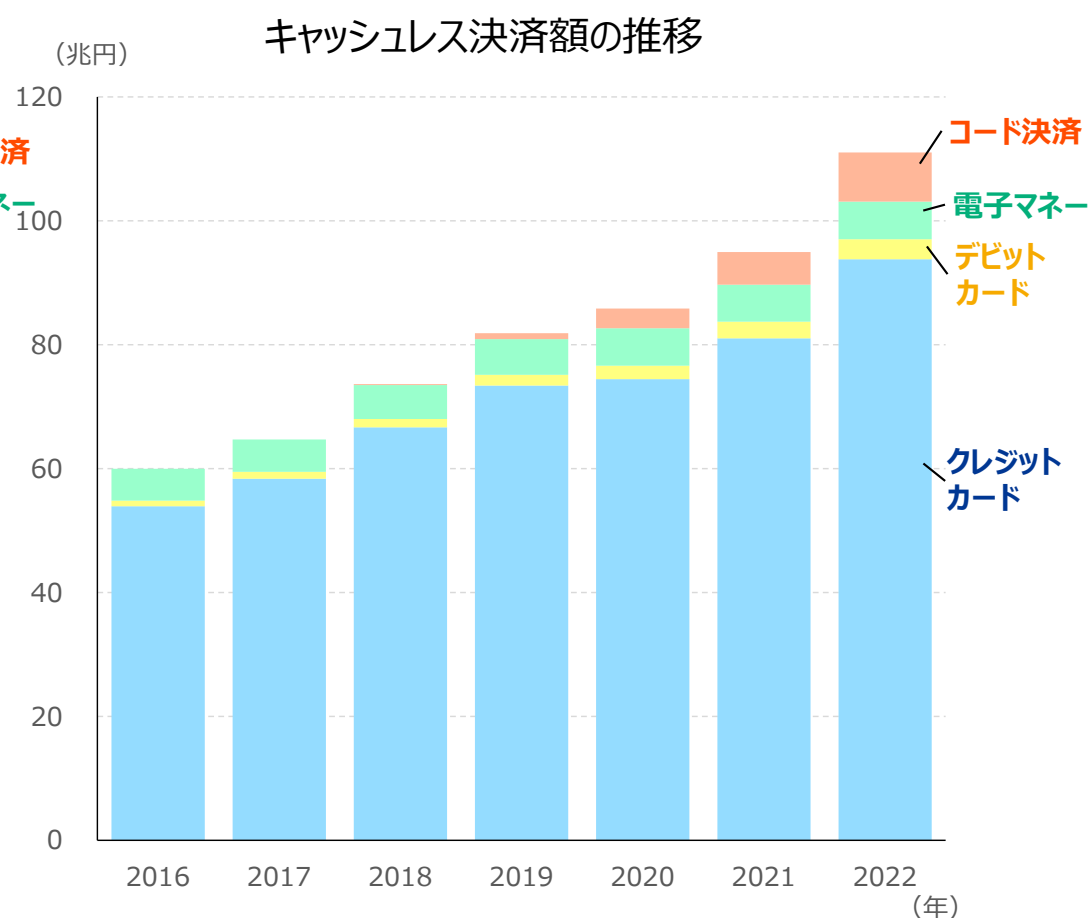
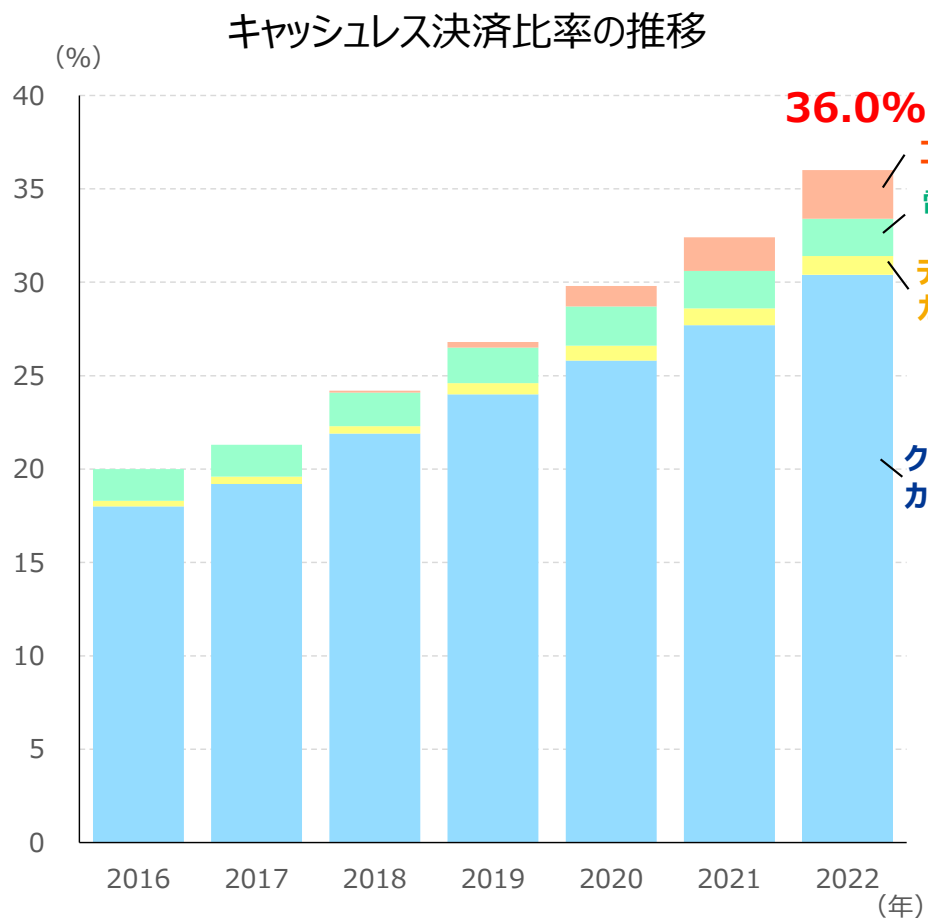
- 現金同様、電子マネーやコード決済（ここでは「非接触型決済」、「QR・バーコード決済」として分類）は、支払が高額であるほど使用割合は低い。
- 一方、クレジットカードは、支払が高額であるほど使用割合が高い。



(注) 日々の支払い等において、主にどのような決済手段を利用しているか、複数回答可として調査。※なお、支払いの対象として「公共交通機関の支払い」は除いている。
 (出所) 財務省「通貨に関する実態調査（2023年）」

個人のキャッシュレス決済の比率

- キャッシュレス決済の比率は、2022年実績で36.0%とされている（政府目標は2025年までに「4割程度」）。
- （注）経済産業省の検討会にて、キャッシュレス比率に関する議論を行った結果、口座振替の状況等を勘案した場合のキャッシュレス比率は「54%程度」とされている（「キャッシュレスの将来像に関する検討会」とりまとめより）。



（注1）電子マネーについては、プリペイド方式のうちIC型の電子マネーが対象。調査対象先8社。交通系については、乗車や乗車券購入に利用されたものは含めていない。

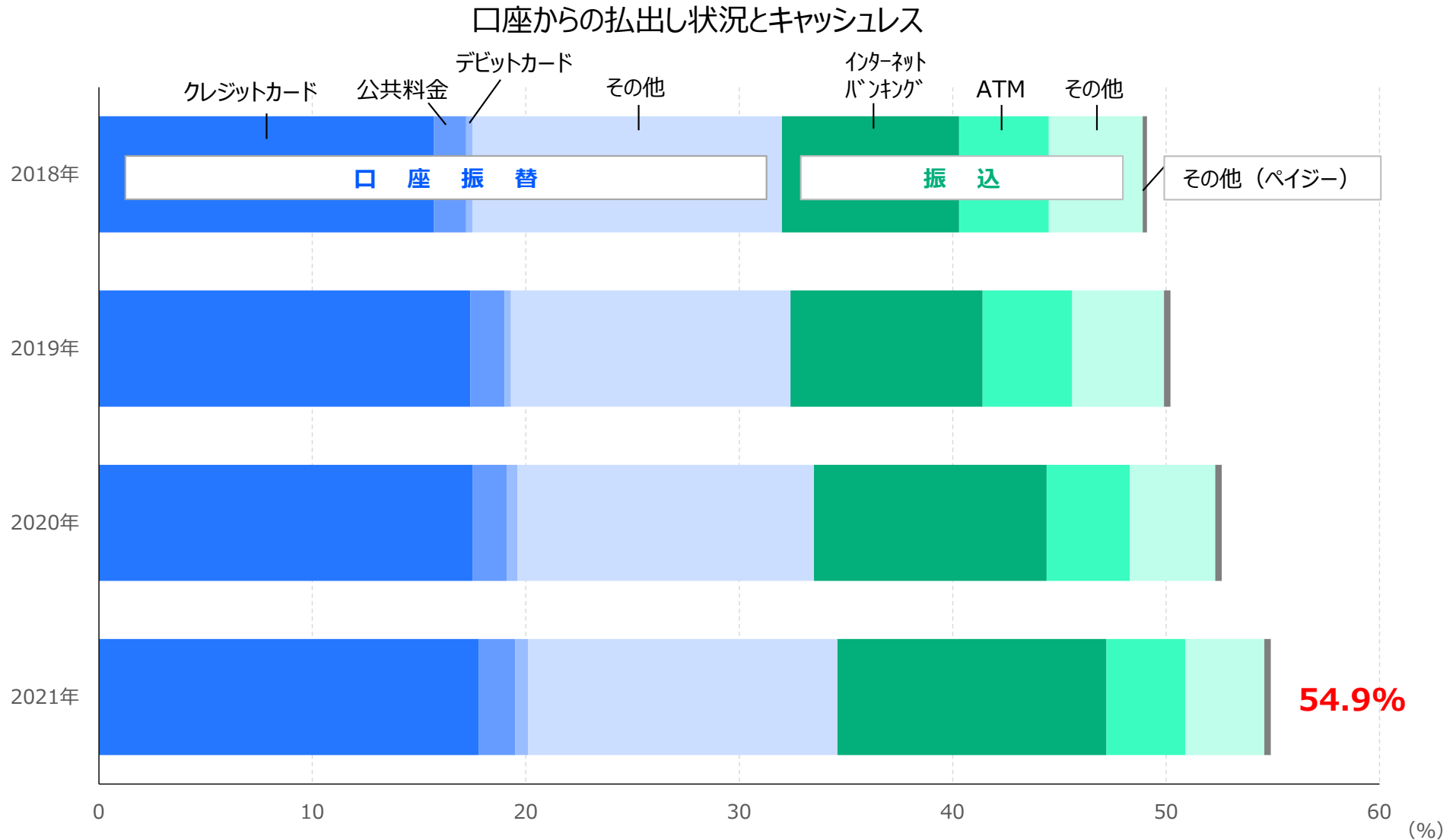
（注2）コード決済については、調査対象先から提供された店舗利用金額からクレジットカード及びブランドデビットカード紐付け利用分、チャージ分を除いたもの（2020～22年16社、2018～19年13社）。

（注3）いずれのグラフも暦年を単位としているが、公表統計の内容にもとづき、一部に暦年ではなく年度の計数を使用している。

（出所）経済産業省資料、一般社団法人日本クレジット協会「クレジット関連統計」、日本銀行「決済動向」、一般社団法人キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

個人のキャッシュレス決済の比率

○ 給与受取口座からキャッシュレスで支払われる額の比率（現金引き出しを除いた比率）は約5割超とされる（全銀協公表資料より）。



(注) 「口座振替」は、口座から自動的に資金を引き落とすことであり、「振込」は、支払側が自ら第三者の口座に資金を移動すること。

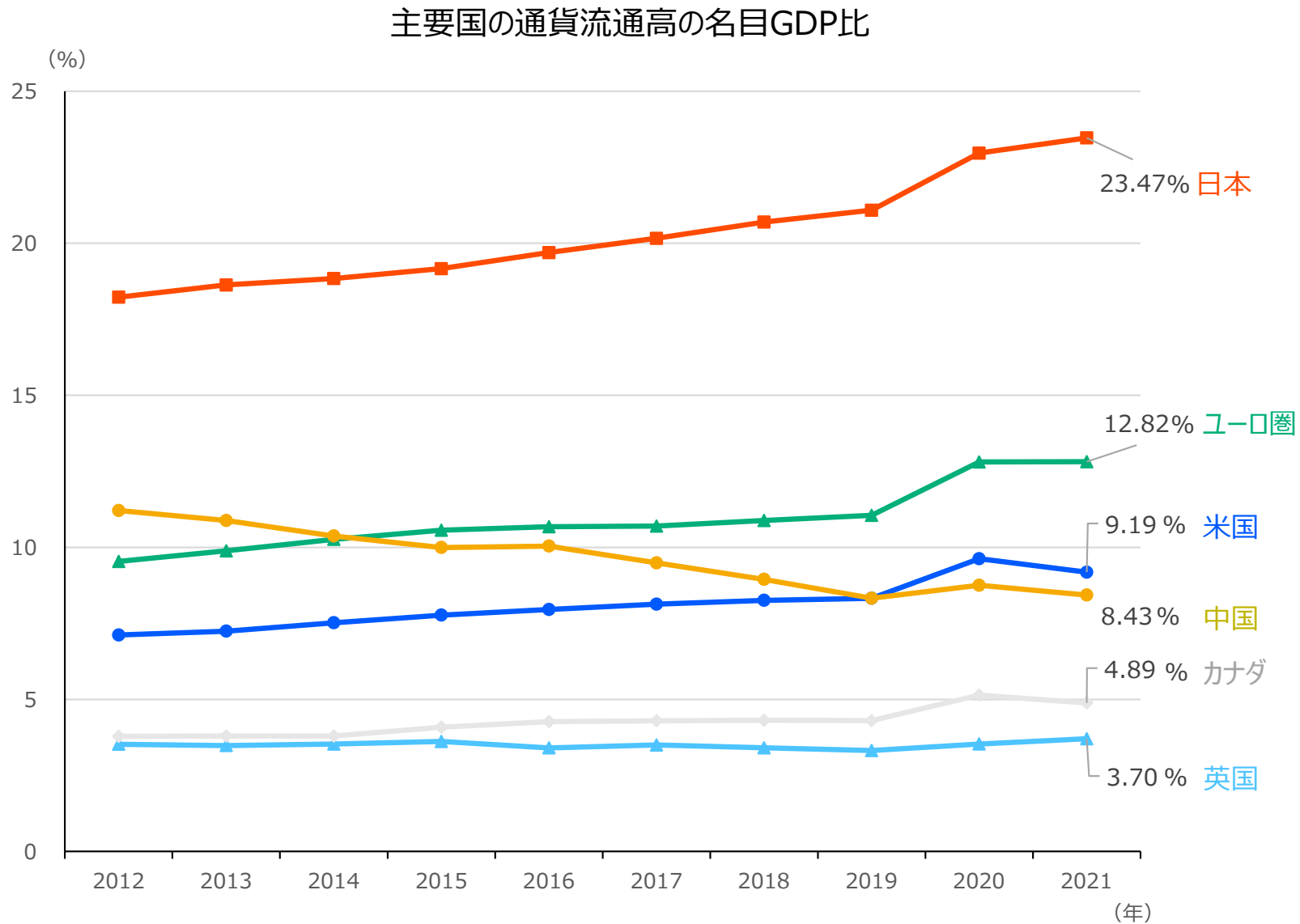
(出所) 一般社団法人全国銀行協会「キャッシュレスによる払出し比率」

目次

- 1 通貨とその流通
- 2 決済とその利用状況
- 3 諸外国との比較
- 4 その他通貨を取り巻く環境
- 5 CBDCに関する議論等

主要国における通貨の流通との比較

○ 我が国は他の主要国に比べて通貨流通高対名目GDP比が高い。

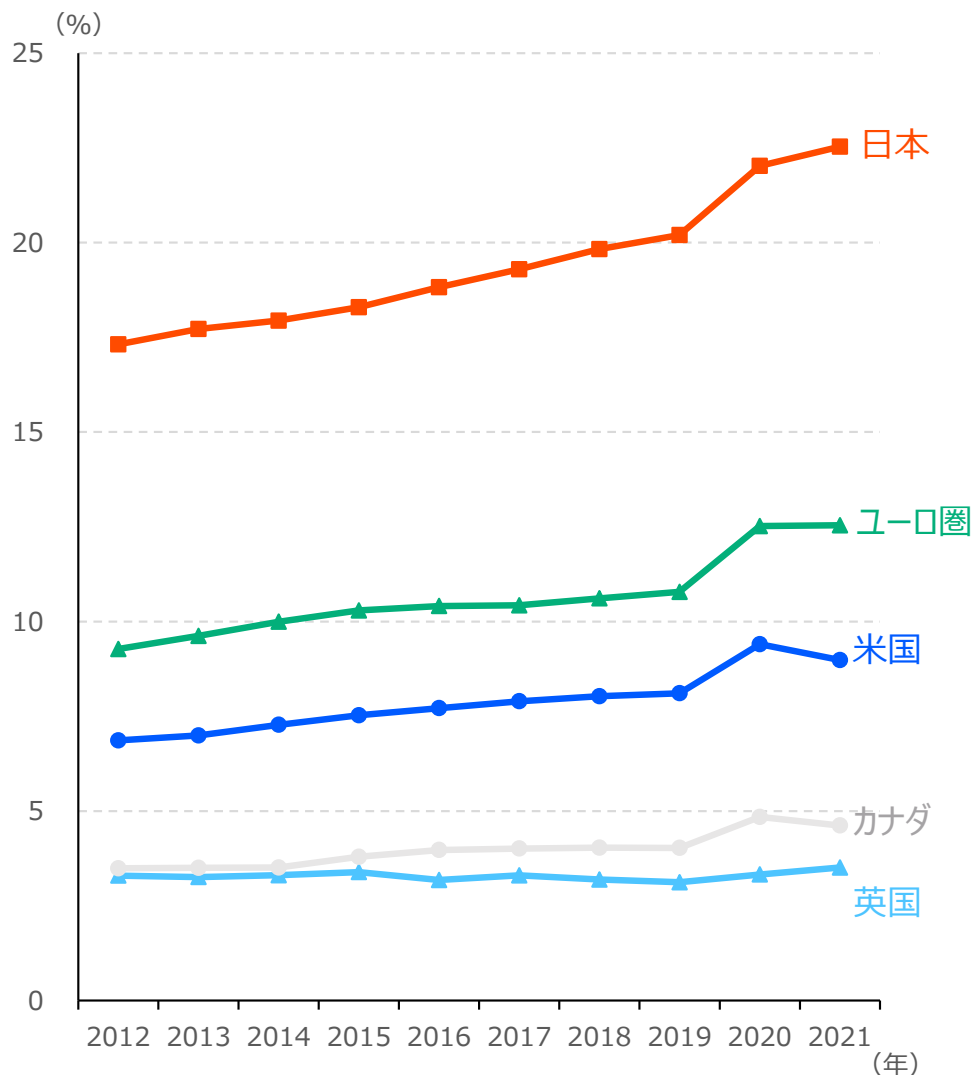


(出所) BIS「Red Book statistics for CPMI countries」

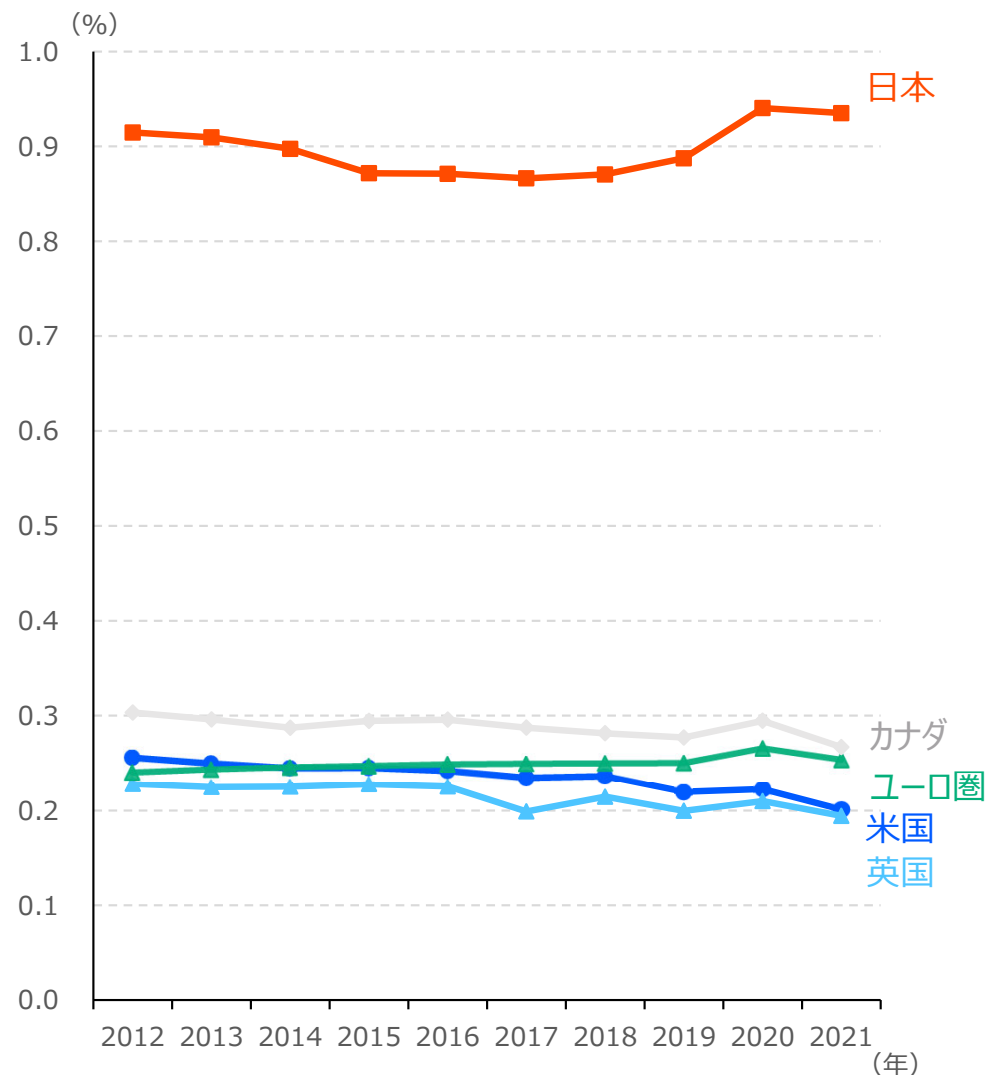
主要国における紙幣と貨幣の流通動向

○ 紙幣・貨幣のいずれについても、我が国の流通高名目GDP比は他の主要国に比べて高い。

主要国における紙幣流通高の名目GDP比



主要国における貨幣流通高の名目GDP比



(出所) BIS「Red Book statistics for CPI countries」

目次

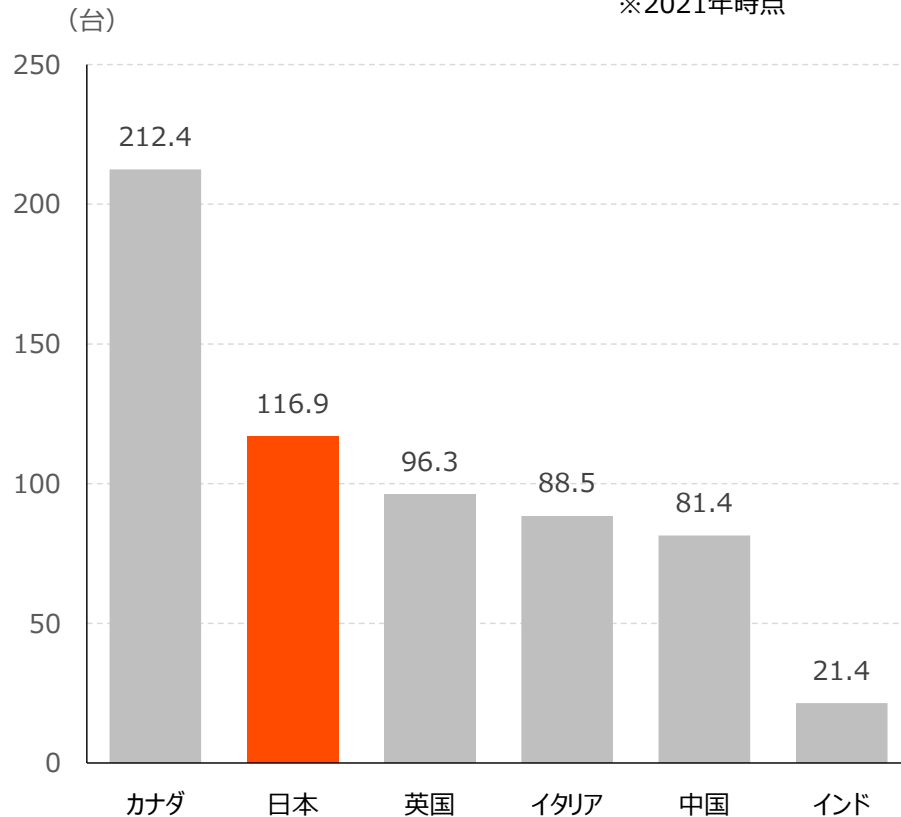
- 1 通貨とその流通
- 2 決済とその利用状況
- 3 諸外国との比較
- 4 その他通貨を取り巻く環境
- 5 CBDCに関する議論等

諸外国におけるATMや銀行支店の数

○ 通貨へのアクセス（引出し・預入れ）と密接に関係するATMや銀行支店の数で見れば、我が国は他の先進国と比べて遜色のない水準にある。

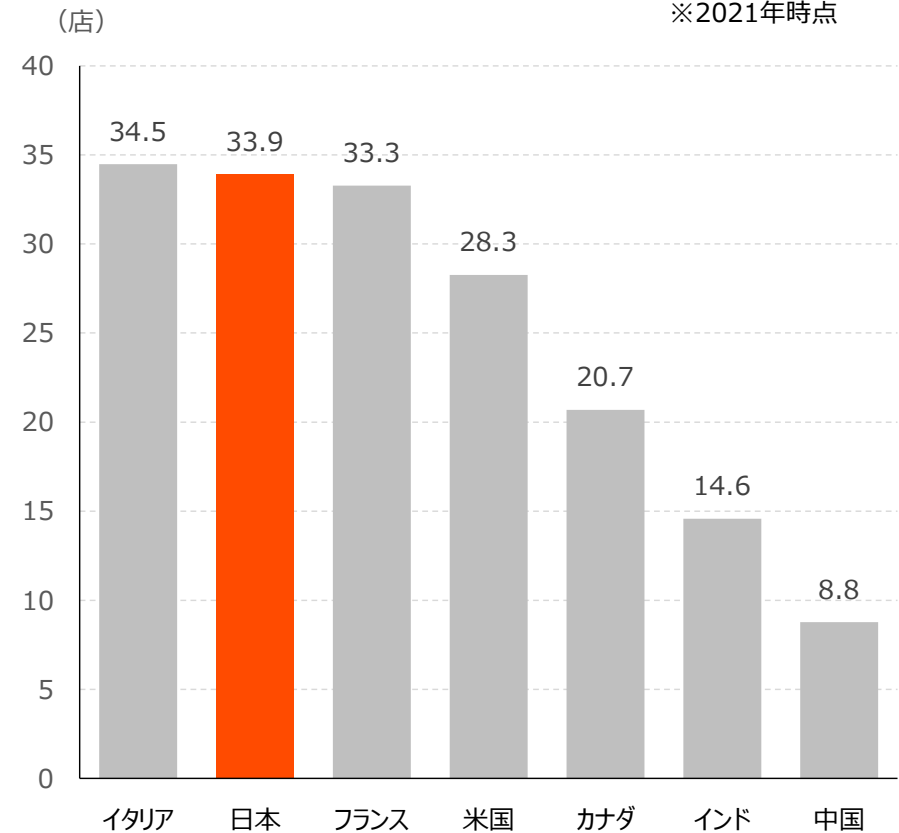
人口10万人あたりATM数

※2021年時点



人口10万人あたり銀行支店数

※2021年時点



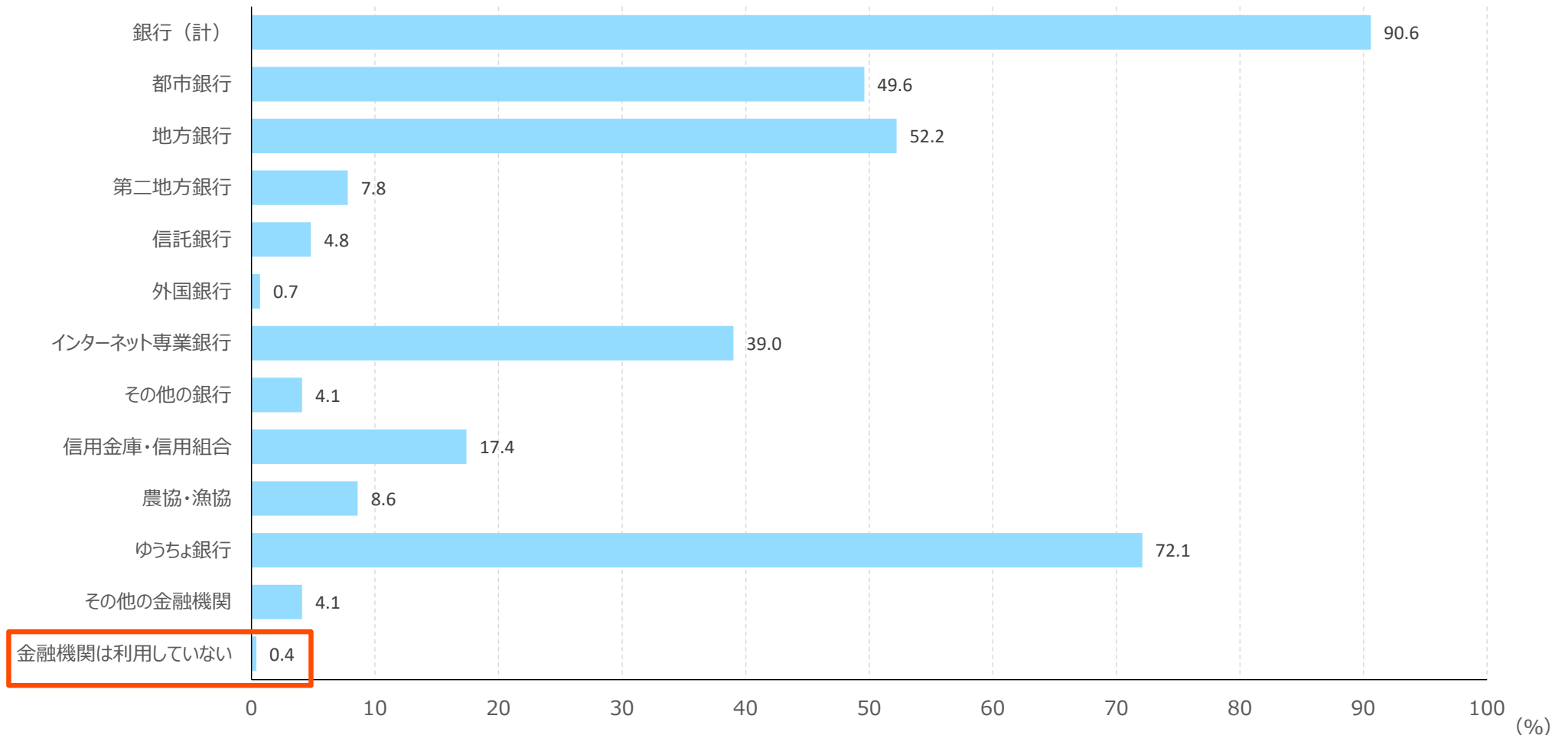
(注) 出所データより、G7各国及び中国・インドを比較。なお、ATM数について米国・ドイツ・フランスのデータが、銀行支店数についてドイツ・イギリスのデータが、それぞれ公表されていないため掲載していない。

(出所) IMF「Financial Access Survey」

日本における銀行口座の保有状況

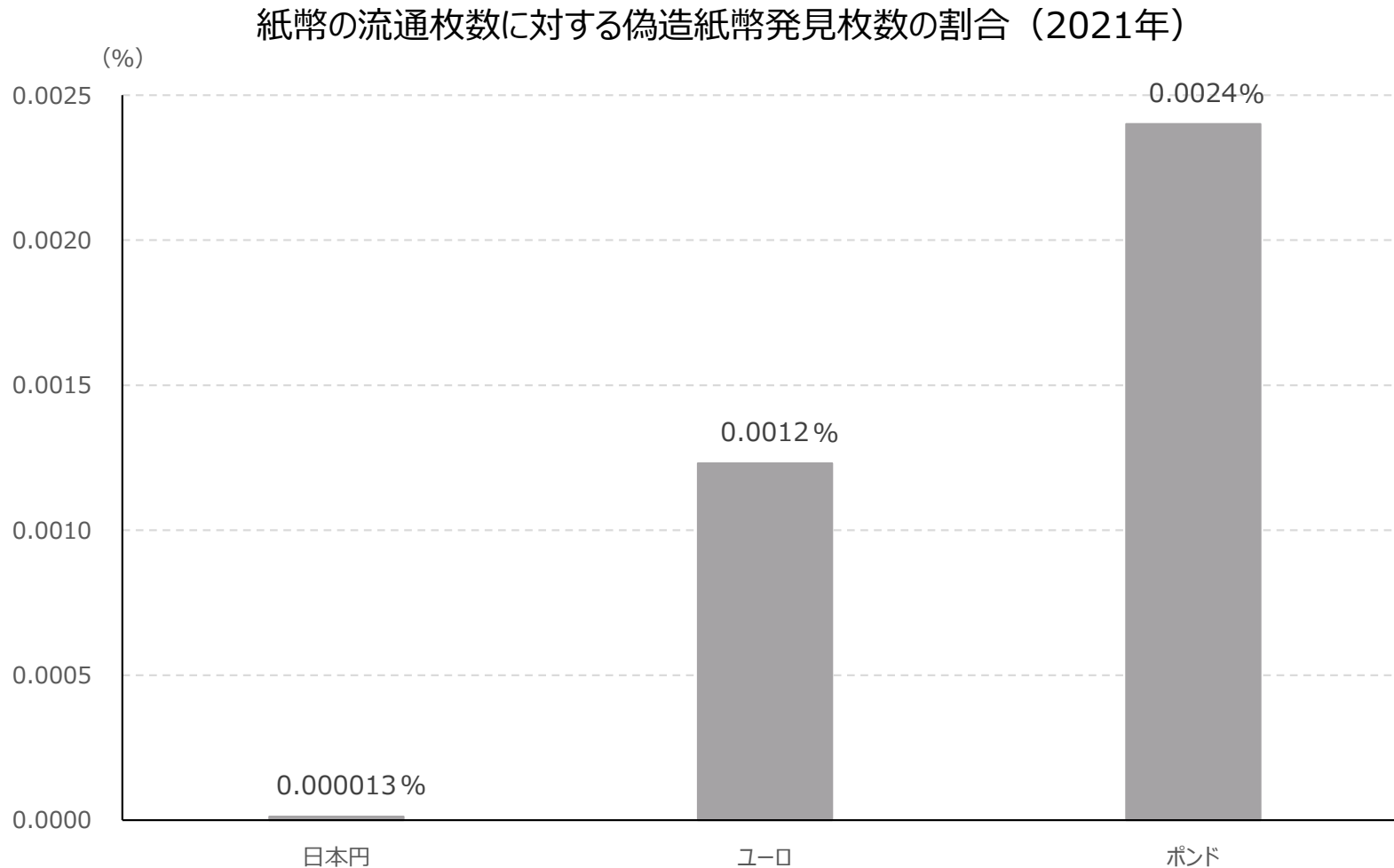
○ 全国銀行協会のアンケート調査によれば、日本国内居住者の99%超は、いずれかの金融機関に預貯金口座を保有している。

個人預貯金口座を保有する金融機関 ※複数回答可



(参考) 主要通貨における偽造紙幣

- 我が国では流通枚数100万枚あたり、約13枚の偽造紙幣が警察により発見されているが、ユーロ紙幣や英ポンド紙幣と比較して割合は低い。



(注) 米国 (ドル) については、偽造紙幣の発見枚数を公表していないため、対象としていない。

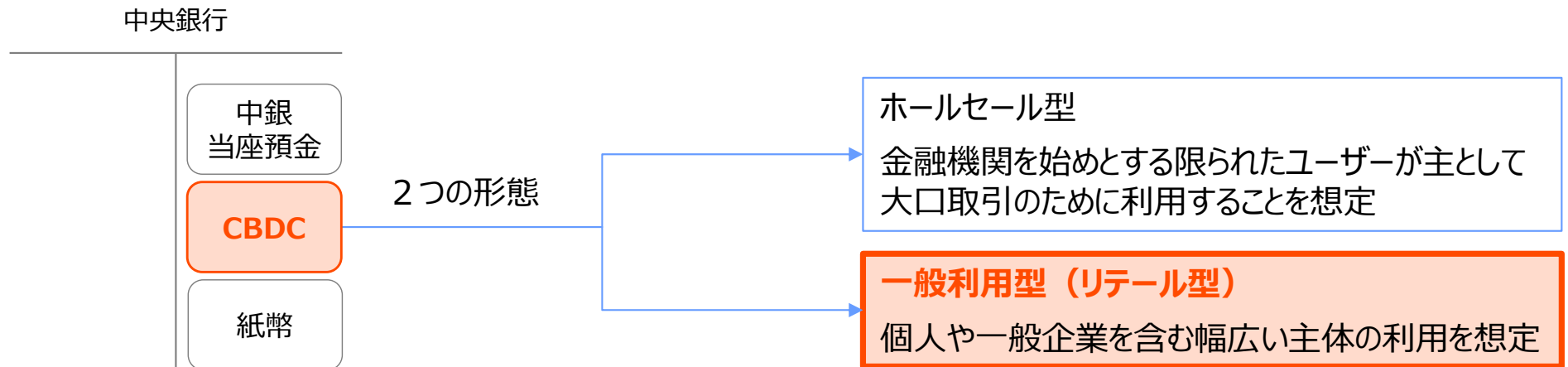
(出所) 日本銀行「通貨流通高統計」、警察庁「令和4年版警察白書」、欧州中央銀行ウェブサイト、イングランド銀行ウェブサイトの公表情報より財務省において作成。

目次

- 1 通貨とその流通
- 2 決済とその利用状況
- 3 諸外国との比較
- 4 その他通貨を取り巻く環境
- 5 CBDCに関する議論等

中央銀行デジタル通貨（CBDC）について

- CBDCとは、
 - ・ 既存の「紙幣」や「中央銀行当座預金（民間金融機関が中央銀行に保有）」とは異なる、
 - ・ 中央銀行の負債として発行され、これが決済手段として機能するもの、
 - ・ また、その国の法定通貨建てで発行され、価値尺度として機能するもの、を指すとされる。



(参考) 国際決済銀行（BIS）と主要中央銀行によるCBDCの説明

- CBDC is “a digital form of central bank money that is different from balances in traditional reserve or settlement accounts”.
- A CBDC is a digital payment instrument, denominated in the national unit of account, that is a direct liability of the central bank.

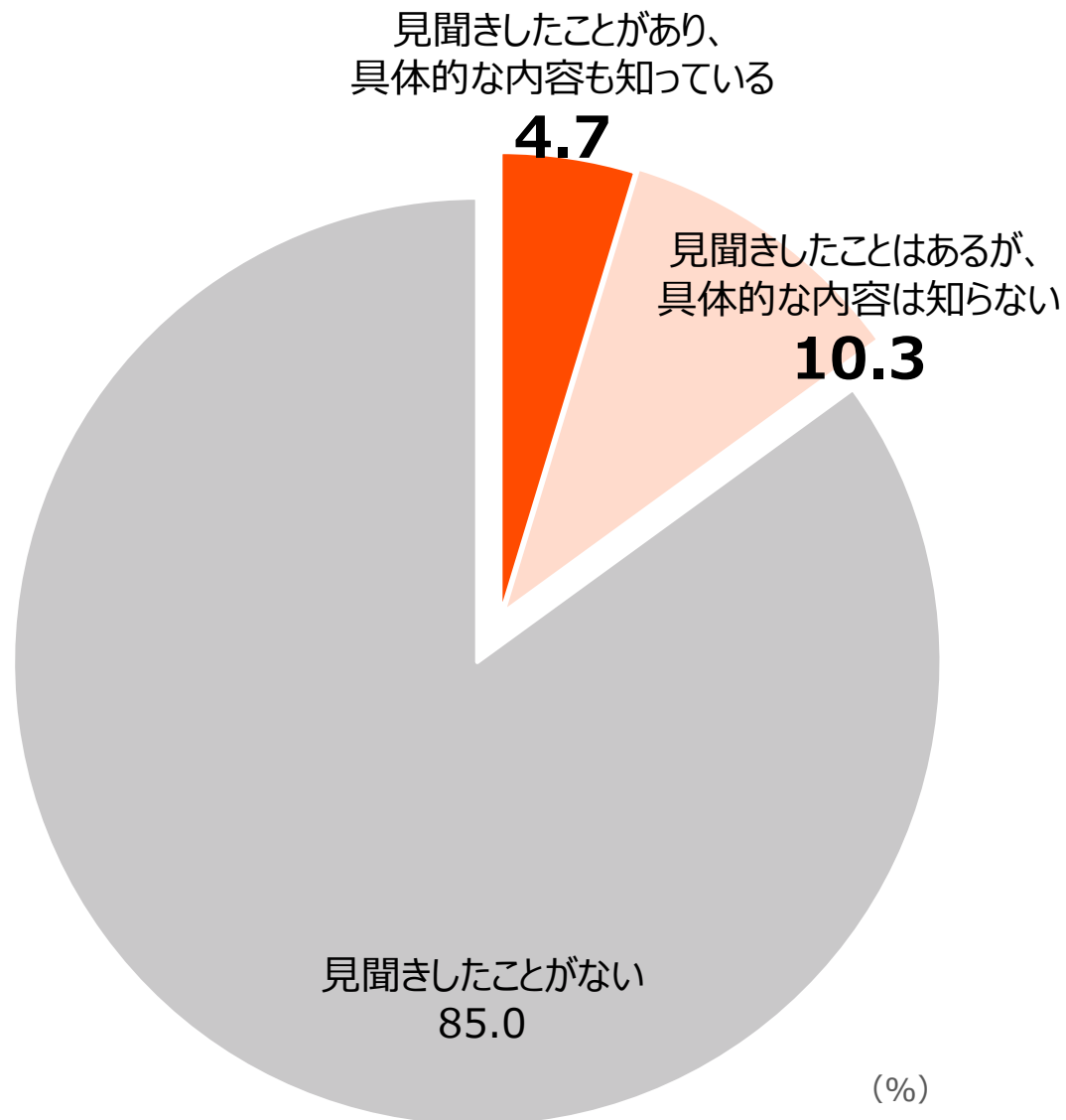
(出所) 主要中央銀行グループ・BIS「Central bank digital currencies: foundational principles and core features」(2020年10月)

個人の決済に利用する主な手段

	現金（通貨）	リテール型CBDC	預金	電子マネーやコード決済	クレジットカード
提供主体 手段の	日本銀行（紙幣） 政府（貨幣）	日本銀行	銀行等（預金取扱金融機関）	民間事業者（前払式支払手段発行者・資金移動業者）	民間事業者（包括信用購入あっせん業者）
無体物 有体物／	有体物	無体物（デジタル）	無体物（デジタル） ※銀行等への預金債権	無体物（デジタル） ※前払式支払手段発行者・資金移動業者に対する権利	無体物（デジタル） ※販売信用（後払い）
決済利用の方法・特徴	<ul style="list-style-type: none"> 現金の物理的な授受により、決済が行われる。 		<ul style="list-style-type: none"> 口座番号等の情報をもって口座振替・振込の指図を行う。 ※デビットカードの場合は、物理カード等を用いて振込の指図を行う。 支払側の預金残高が減額され、受取側の預金残高が増額されることにより、決済が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 物理カードやスマートフォン端末の提示・読取等を行う。 支払側のマネー残高が減額されることにより、決済が行われる。 受取側は、受取マネー残高相当額の預金口座への振込等による受取に時間を要する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 物理カードの読取等を行う。 支払側は、事後的に自身の預金口座から口座振替等を行う。 受取側は、預金口座への振込等による受取に時間を要する。
利 用 量 の 決 済 量	（不明）		<ul style="list-style-type: none"> 口座振替：不明 デビットカード：約3.2兆円 	<ul style="list-style-type: none"> 電子マネー：約6.1兆円 コード決済：約7.9兆円 	約94兆円

CBDCの認知度

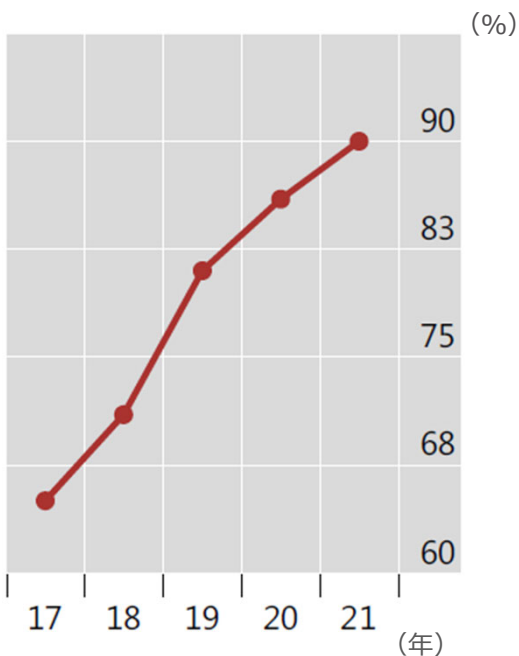
○ CBDCに対する国民の認知度について、「見聞きしたことがあり、具体的な内容も知っている」との回答は約5%。「見聞きしたことはあるが、具体的な内容は知らない」をあわせて、約15%にとどまる。



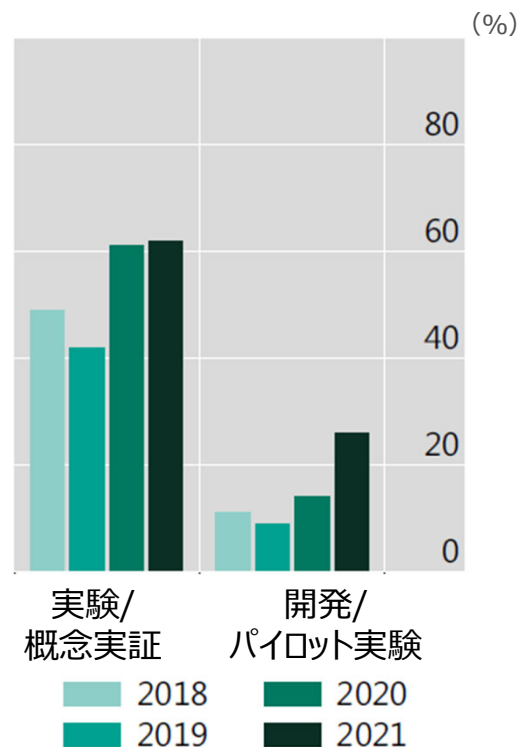
諸外国におけるCBDCの検討状況

- 国際決済銀行（BIS）の各国の中央銀行に対する調査では、CBDCに何らかの形で取り組んでいると回答している国は一貫して増加しており、2021年時点では、約60%が「実験/概念実証」、約25%が「開発/パイロット実験」に取り組んでいると回答している。
- 2021年時点における、各国中央銀行のリテール型CBDCの中期的な（～6年）発行見通しを見ると、「発行しそうである」、「発行し得る」、「発行の見込みはない・薄い」の比率は概ね1：1：1となっている。

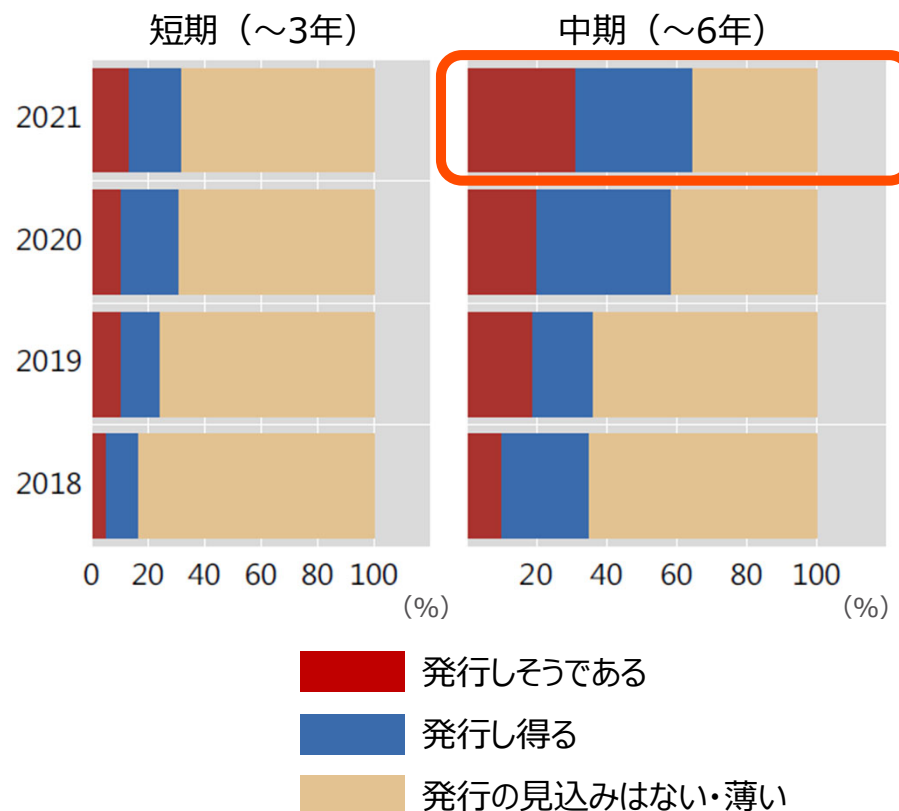
CBDCに取り組む国の割合



調査に加えて行っている取り組み



リテール型CBDC発行の蓋然性

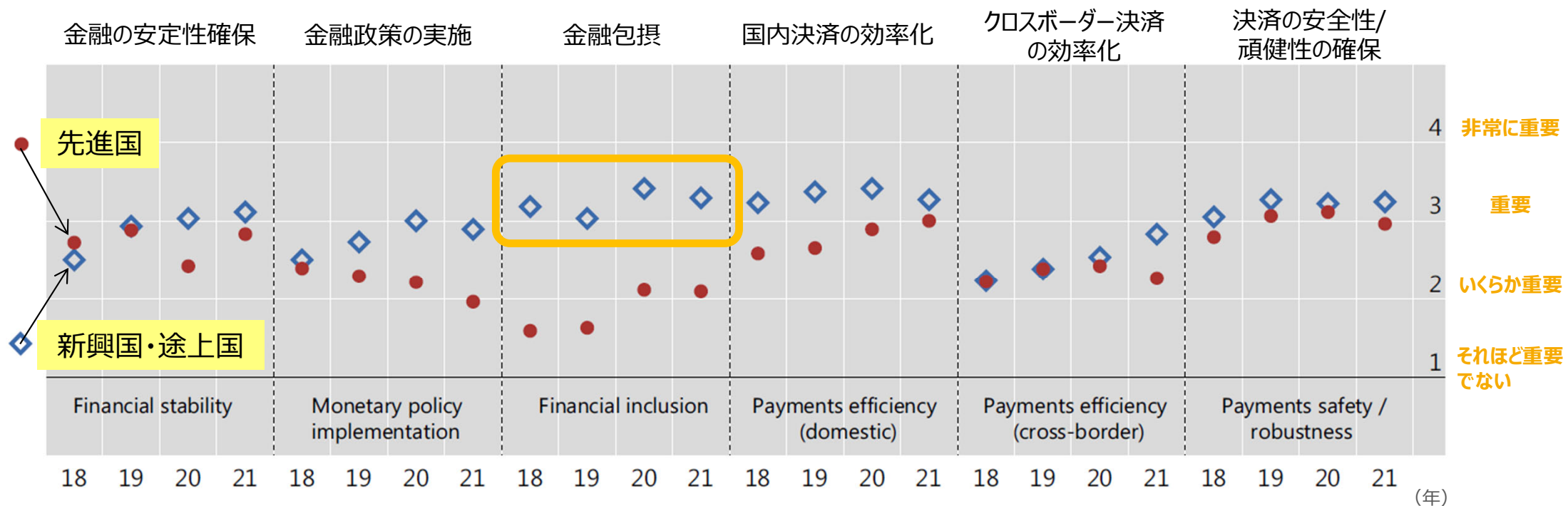


諸外国におけるリテール型CBDC発行の動機

- BISの調査では、新興国・途上国は先進国と比べてリテール型CBDC発行の検討動機が強く、とりわけ「金融包摂」を重視する傾向にある。

先進国および新興国・途上国におけるリテール型CBDC発行の検討動機

BISによる各国中央銀行宛のアンケート調査。縦軸の値は、リテール型CBDC発行の検討動機としての各観点の重要度を「4：非常に重要」「3：重要」「2：いくらか重要」「1：それほど重要でない」の中から選択させ、先進国および新興国・途上国に区分して求めた平均値。



(出所) BIS「Gaining momentum – Results of the 2021 BIS survey on central bank digital currencies」

主要国におけるCBDCの検討状況



米国

- 2022/1 連邦準備制度理事会（FRB）は、CBDCに関する報告書「通貨と決済（Money and Payments）」を公表。
- 2022/3 バイデン大統領は、デジタル資産に関する**大統領令に署名**。CBDCに関する報告書の提出を、財務省等の関係省庁に対し指示。
- 2022/9 **米財務省は、報告書「通貨と決済の未来（The Future of Money and Payments）」を公表**。CBDCに関してFRBの調査・研究の継続を奨励するとともに、財務省が主導する関係省庁ワーキンググループ設置を提言。
- （参考）このほか、ボストン及びニューヨークの地区連邦準備銀行は、CBDCに関する技術的な研究を実施。



ユーロ圏

- 2021/7 欧州中央銀行（ECB）は、デジタルユーロ（DE）の「**調査フェーズ（investigation phase）**」の開始を発表。**2023年秋までの2年間に調査・研究**を行った後に、「**実現フェーズ（realization phase）**」への移行の判断を行うとする。
- 2022/9 ECBは、「調査フェーズ」の進捗報告を公表。また、「調査フェーズ」の一環で行うプロトタイプ実験の開発参加企業を選定・公表。
- 2022/12 ECBは、「調査フェーズ」進捗報告の第2報を公表。このなかで、2023年第2四半期に欧州委員会はDEに関する法案を提出予定、と記載。



中国

- 2014 中国人民銀行（PBoC）は、CBDCに関する研究を開始。
- 2019 PBoCは、深圳などで**デジタル人民元パイロット実験を開始**。以後順次拡大。
- 2021/7 PBoCは、デジタル人民元の研究開発に関する報告書を公表。
- 2022 PBoCは、北京五輪会場地域でパイロットを実施。その後パイロット区域を更に広げ、**17省26地域に拡大**。
- 2023/1 PBoCは、デジタル人民元流通残高を初めて公表（2022年末時点デジタル人民元流通高は約136億元、現金流通高全体の約0.13%）。

(参考) G7による「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」

- 2021年10月、G7は「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」を公表。リテールCBDCに関する考え方を、8項目の「基本的な課題」と、5項目の「機会」に整理。

【基本的な課題】

原則1. 通貨・金融システムの安定

あらゆるCBDCは、公共政策上の目的の達成を支え、中央銀行によるマンデートの遂行において障害にならないほか、通貨・金融システムの安定にも無害（do no harm）であるように設計されるべきである。

原則2. 法的・ガバナンスの枠組み

法の支配の遵守、健全な経済ガバナンス、適切な透明性という国際通貨金融システムに関するG7の価値観は、あらゆるCBDCの設計やオペレーションの指針となるべきである。

原則3. データプライバシー

厳格なプライバシー基準、ユーザーデータの保護に対する説明責任、情報の保護・利用方法に関する透明性は、あらゆるCBDCが信頼と信認を得るために不可欠である。各法域における法の支配は、こうした考慮事項を確立し、支えている。

原則4. オペレーショナル・レジリエンスとサイバーセキュリティ

信頼され、耐久性があり、変化に対応可能なデジタル決済を実現するため、あらゆるCBDCのエコシステムは、サイバーリスク、不正リスク、その他のオペレーショナル・リスクに対して安全かつ強靱でなくてはならない。

原則5. 競争

CBDCは、既存の決済手段と共存すべきであり、決済の選択肢と多様性を促進する、オープンかつ安全で、強靱性や透明性のある、競争的な環境で運営されるべきである。

原則6. 不正な金融

あらゆるCBDCは、犯罪を助長する利用の軽減にコミットするとともに、より速く、より多くの人々が利用可能で、安全かつ安価な決済に対するニーズを慎重に統合する必要がある。

原則7. 波及効果

CBDCは、他国の通貨主権や金融システムの安定を含む、国際通貨・金融システムを害するリスクを回避するように設計されるべきである。

原則8. エネルギーと環境

あらゆるCBDCのインフラにおけるエネルギーの利用は、国際社会で共有されたネットゼロ経済への移行に向けたコミットメントを支えるために、可能な限り効率的であるべきである。

【機会】

原則9. デジタル経済とイノベーション

CBDCは、デジタル経済において責任あるイノベーションを支え、触媒となり、既存および将来の決済ソリューションの相互運用性を確保すべきである。

原則10. 金融包摂

当局は、CBDCが金融包摂に貢献する役割について検討すべきである。CBDCは、現金が果たし続ける重要な役割も補完しつつ、既存の金融システムから排除されている、もしくは既存の金融システムが十分に行き届いていない層による、決済サービスへのアクセスを妨げてはならないほか、可能な限り改善すべきである。

原則11. 公共部門との間の決済

あらゆるCBDCは、公的当局と人々の間の決済を支えるために利用される場合、通常時および危機時ともに、速く、安価で、透明性や包摂性があり、安全なかたちで用いられるべきである。

原則12. クロスボーダー機能

CBDCの発行を検討する法域は、中央銀行やその他の組織がCBDCの設計の国際的な側面に関する検討にオープンかつ協調的に取り組むこと等により、CBDCがクロスボーダー送金をどのように改善しうるかを検討すべきである。

原則13. 国際開発

国際開発援助の提供のために活用されるあらゆるCBDCは、CBDCの設計上の特性について十分な透明性を提供しつつ、発行国および受取国の主要な公共政策目的を保護するべきである。

(参考) 本資料における用語

用語	用語の意味・定義
通貨	貨幣及び紙幣のこと。なお、本資料では「現金」も、「通貨」と同じ意味で使用している。
貨幣	硬貨のこと。「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(昭和六十二年法律第四十二号)にもとづいて政府が製造・発行する。これにもとづき、独立行政法人造幣局において貨幣を製造し、日本銀行へ交付する。現在、1円、5円、10円、50円、100円、500円の6種類を製造・発行する。
紙幣 (日本銀行券)	日本銀行券のこと。「日本銀行法」(昭和九年法律第八十九号)にもとづいて日本銀行が発行する。これにもとづき、独立行政法人国立印刷局が製造し、日本銀行が引き取ったのち、日本銀行が金融機関に交付する。現在、一万円券、五千円券、二千円券、千円券の4種類を製造・発行する。
預金	銀行等における預金のこと。預金契約は、銀行等を受寄者とする金銭の消費寄託にあたる(銀行のほか、預金取扱金融機関において預金を取り扱う)ほか、銀行等を受任者とする委任・準委任の性質も有する。期間や態様によって、「普通預金」「定期預金」等の区分がある。
電子マネー	本資料のP15等において統計として記載するものは、日本銀行「決済動向」において「電子マネー」と位置づけられるものであり、プリペイド方式のうちIC型の電子マネーを対象としている(調査対象先: 楽天Edy、SUGOCA、ICOCA、PASMO、Suica、Kitaca、WAON、nanaco)。電子マネーは、前払式支払手段の一類型である。
非接触型決済	本資料のP14において記載しているが、これは「電子マネー」と変わらない内容を想定し、財務省「通貨に関する実態調査」における回答項目の選択肢(現金、クレジットカード、デビットカード、非接触型決済、QR・バーコード決済、その他)として提示したもの。
コード決済	本資料のP15において統計として記載するものは、一般社団法人キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」において「コード決済」と位置づけられるものであり、いわゆるQRコード決済、バーコード決済のいずれも対象としている(調査対象先(2020年以降): d払い、OKI Pay、au PAY、commonmoney、atone、FamiPay、YOKA! Pay、PayPay、ほくほくPay、Money Tap、J-Coin Pay、メルペイ、ゆうちょPay、LINE Pay、楽天ペイ(アプリ決済)、りそなウォレット)。
QR・バーコード決済	本資料のP14において記載しているが、これは「コード決済」と変わらない内容を想定し、財務省「通貨に関する実態調査」における回答項目の選択肢として提示したもの。

(参考) 本資料における用語

用語	用語の意味・定義
口座振替	利用者の銀行口座（預金取扱金融機関における口座を含む。以下同じ）から、各種料金などの支払先に自動的に資金を移動すること（いわゆる引き落としサービス）。
振込	利用者が、現金または利用者自身の銀行口座から第三者の銀行口座（他行も含む）等へ資金を移動すること（口座振替の場合は、受取側からの依頼にもとづいて資金を移動することになるが、振込の場合は、受取側からの依頼を要せず、利用者自身が資金を移動する点において相違がある）。
ペイジー	日本マルチペイメントネットワーク運営機構の運営する決済システムのこと。国税・地方税、公共料金、保険料やインターネットショッピングなどの各種料金を、パソコン、携帯電話、ATMから、事前に通知された番号の入力により支払えるようにする電子決済サービス。国内のほぼすべての金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協）が参加している。
前払式支払手段発行者	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）にもとづき、自家型または第三者型の前払式支払手段を発行する者のこと。 （自家型または第三者型の）前払式支払手段とは、事前に残高を購入（いわゆるチャージ）等したうえで、店舗等において利用する決済手段のこと。例えば、IC型の電子マネー、商品券やカタログギフト券のほか、磁気型プリペイドカード、インターネット上で使えるプリペイドカード等がこれにあたる。
資金移動業者	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）にもとづき、為替取引を業として営む銀行等以外の者のこと。
為替取引	顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること（判例にもとづく定義）。